

山形県病院事業局集配金業務委託仕様書

1 委託業務の名称

山形県病院事業局集配金業務

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 委託業務の目的

本業務は、山形県立病院事業局（以下、「発注者」という。）の各施設で取り扱う売上金の集金、両替金の配金及び入金業務を安全かつ確実に行之、発注者の現金管理業務を円滑に遂行することを目的とする。

4 委託業務の概要

受注者は、委託業務実施場所において次の集配金業務を遂行するものとする。

- （１）売上金の集金業務
- （２）売上金の精査業務及び指定金融機関への入金業務
- （３）両替金の準備業務及び配金業務
- （４）その他上記各号に付随する業務

5 委託業務実施場所（発注者各施設：県立病院）

名称	所在地
山形県立中央病院	山形県山形市大字青柳 1800
山形県立新庄病院	山形県新庄市金沢 720 番地の 1
山形県立河北病院	山形県西村山郡河北町谷地字月山堂 111

6 従事者

受注者は、委託業務を円滑に遂行するため、現金輸送担当者、精査担当者、その他の事業者を適切に配置すること。

7 受注者の要件

- ・業務の遂行に使用する貴重品運搬警備業務車両（現金輸送車両）は、原則として無線装置（または携帯電話）、その他警備上必要な装備を備えているものとする。
- ・受注者は、現金輸送車両に現金輸送担当者 2 名を警乗させるものとし、いずれか一人は、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 1 条第 6

号に規定する、貴重品運搬警備業務に係る 1 級検定合格警備員又は 2 級検定合格警備員とする。

- ・現金輸送担当者は、受注者制定の制服、制帽、写真付き名札を着用のうえ、身分証明書を携帯し、発注者からの請求があった場合は提示するものとする。
- ・受注者は、現金輸送担当者に対して、本業務に必要な教育指導等を実施し、安全で円滑な業務の遂行を図るものとする。

8 集配金業務の遂行期間

- ・発注者各施設への現金輸送車両の運行は、平日（土曜日、日曜日、国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）及び 12 月 29 日、12 月 31 日、1 月 3 日を除いた日）、1 日 1 回運行するものとする。
- ・現金輸送車両の運行は、10:00～16:00 までに完了すること。ただし、発注者各施設における受渡し時間は、山形県立中央病院においては 11:00～14:00、山形県立新庄病院においては 11:00～16:00、山形県立河北病院においては 10:00～16:00（いずれの施設においても 12:00～13:00 は除く。）の間で、発注者、受注者の協議により定めること。

9 委託業務の内容

- ・売上金の集金及び両替金の配金業務は、受注者制定の現金輸送用バッグ（以下、「現金バッグ」という。）により行うものとする。
- ・受注者は、発注者各施設を巡回のうえ、受注者制定の売上金金種票及び売上金を回収し、集金日の翌銀行営業日までに発注者各施設指定の出納取扱金融機関に入金するものとする。
- ・受注者は、売上金を集金した翌日までに、売上金を精査し、売上金金種票と売上金を突合する。
- ・売上金金種票と受注者の精査金額に差異が生じた場合、出納取扱金融機関に入金する金額は受注者における精査金額とする。
- ・受注者は、発注者が計算した売上金額と受注者の精査金額に差異が生じた場合、売上金の集金日の翌施設営業日までに、各施設担当者に差異が生じている金種及び金額を通知するものとする。
- ・発注者は、両替金の紙幣、硬貨の内訳を記載した両替金標準金種表を作成し、受注者に通知するものとする。
- ・両替金を準備するための両替資金は発注者の負担とし、発注者は両替金の配金日の 2 日前までに受注者に両替資金を引き渡すものとする。
- ・受注者は、両替金標準金種表に基づき現金バッグに収納し、発注者各施設に配金するものとする。
- ・各施設内における売上金、両替金及び両替資金の引き渡しにおいて、発注者の各施設担

当者が立ち会うものとし、現金バッグの施錠、異常の有無を点検する。その際、授受を明確にする措置をとること。

- ・当該輸送業務の為、現金輸送担当者による発注者各施設への出入りは、発注者の業者専用出入口を利用するものとする。

10 事前準備

- ・業務開始に先立ち、売上金の入金先である出納取扱金融機関（株式会社山形銀行）と、売上金の入金方法について打合せを行うものとする。
- ・発注者に次の資料を提出すること。

- （１）顔写真入りの業務従事者名簿（現金輸送担当者、売上金の精査業務従事者等）
- （２）現金輸送担当者の貴重品運搬警備検定合格証明書の写し
- （３）現金輸送車名簿
- （４）緊急連絡先一覧
- （５）売上金金種票

なお、内容に変更がある場合は、書面により速やかに発注者に通知するものとする。

- ・受注者は、集配金業務で移送する施錠可能な現金バッグ、授受の証明に係る書面を準備するものとする。

11 障害対応

- ・受注者は、輸送業務の遂行中、事故が生じた又は事故が発生するおそれがある場合は、遅滞なく売上金等の安全確保、緊急要員の現場急行等、必要な措置をとると同時に、発注者にその旨を通知し、善後策を協議のうえ事態解決に努めるものとする。
- ・受注者は、凍結、降雪、吹雪等により車両の運行が困難であると判断した場合は、発注者にその旨を通知し、車両が安全に運行できる状態を待って運行すること。

12 その他

本仕様に定めのない事項、仕様書に定める業務の実施にあたって必要な詳細事項及び仕様書等の解釈に疑義が生じたときは、遅滞なく発注者と受注者が協議して定めるものとする。

なお、本仕様書に記載された要件はすべて実現すべきものであるが、受注者の示す代替案を発注者が了承した場合は、要件を満たしたこととする。